**遅　延　理　由　書**

令和　　年　　月　　日

愛媛県知事　様

（事務所所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）

宅地建物取引業法（第９条・第11条）に（変更・廃業）があった場合は30日以内に届け出を行うよう規定されておりますが、この届け出が遅延したのは下記の理由によるものです。

記